

第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)

① 第三者評価機関名

一般社団法人 富山県介護福祉士会

② 評価調査者研修修了番号

16C011 (SK2021114)、R01C001 (SK2021116)、R01C004 (S2021059)、R04B003

③ 施設の情報

名称：富山県立富山学園		種別：児童自立支援施設	
代表者氏名：米沢 由佳子		定員（利用人数）：24（16）名	
所在地：富山県富山市針日 225			
TEL：076-437-9853		ホームページ：	
【施設の概要】			
開設年月日 1909 年 4 月			
経営法人・設置主体（法人名等）：富山県			
職員数	常勤職員：	21 名	非常勤職員5 名
有資格 職員数	（社会福祉士）	5 名	（保育士）3 名
	（介護福祉士）	1 名	（管理栄養士）1 名
	（調理師）	1 名	
施設・設備 の概要	（居室数） 12 室		（設備等） 野球用グラウンド 200m トラック 農場

④ 理念・基本方針

- 生活の立て直し
枠のある生活を送る中で、安定した生活習慣を身につける
- 育てなおし
発達段階や児童の特性を考慮しながら、家庭的・福祉的なアプローチにより、自己肯定感が持てるよう、育てなおしを図る。
- 共生教育
小集団の集団生活や職員との相互交流により、他者を尊重し思いやる気持ちを育成する。
- 社会生活力の育成
社会に適応できる生活技術を身につけ、就労に向けての準備のため、自活訓練や作業指導を実施する。

○松風スタンダード

児童の状況に合わせて、小集団による習熟度別学習を実施するとともに、規律ある学習態度を育成する。

⑤施設の特徴的な取組

○春夏秋冬、学園生活の充実を図る多様な行事

観桜会、海岸美化運動、海水浴、バーベキュー、立山登山、駅伝大会、初釜・百人一首大会、スキー学習等々

○施設内外の、行き届いた環境整備

年間を通して、作業の時間に子どもと職員が共に汗を流し、植栽や草木の手入れ、施設内外の清掃を実施

○立山学級（中卒児）生徒への、高校進学支援

本人が希望する高校進学を実現するため、個別の学習指導や生活指導の実施

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和6年9月30日（契約日） ～ 令和7年3月3日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和3年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

○自然豊かな環境の中で家庭的な支援

立山連峰を背景に大きな樹木が敷地を囲み、広大なグラウンドの横に分校・寮舎・体育館が建てられている。自然豊かな環境の中で四季折々の活動をしている。「梓のある生活」の中でも家庭的な暖かさを感じながら子どもの育みを丁寧に支援している。食事をしっかり摂り健康な心身を育み、「あたりまえの生活」をする中で、決められたルールを守り、限られた人間関係はあるものの安心した生活が送れるよう支援している。

○職員の専門性を高める取組

職員は理念・基本方針のもとに、日常生活の中で子どもたち一人ひとりに向き合い、子どもの特性を踏まえた対応をしている。子どもの状況は年々多様化しており、施設一丸となってスーパーバイズの実施や相談、検討を行い、また研修をとおしてより良い適切なかかわりを追求している。子どもの主体性、考えを尊重し、見守ることで自立につなげ、子どもたちが安心感が持てる場所として大切にされる体験を積み、信頼関係や自己肯定感を取り戻していけるよう支援している。

◇改善を求められる点

○事業計画において

年間行事計画の中に盛り込まれるものではなく、年度の目標・方針・運営などを明文化した事業計画の作成を期待したい。

○地域福祉向上のための取組

施設の特徴から地域との交流活動は難しいと思われるが、施設内の行事や活動に地域の方を招待する機会を増やし、少しずつ交流が広がる工夫が望まれる。「地域社会の理解と協力を得るための啓発活動」をすすめていくことに期待したい。

○学習指導の支援

学習指導においては、原籍校と連携を図りながら、個々の学力に応じた支援を行っている。中学卒業後の子どもの支援において、子どもが不利益にならないよう関係機関と連携やつながりを大切に支援していくことに期待したい。

◇学園としての今後の取組

○子どもの権利擁護を図るため、国がすすめる「子ども意見表明等支援事業」に取組み、体制整備を推進している。

○「子どもの権利ノート」の再編・見直しの予定である。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今後も施設見学等を積極的に受け入れることにより地域との交流の機会を増やす必要があると感じました。又、中卒児支援等のニーズに対応できるように施設の運営についても工夫が必要であると考えます。

児童の権利擁護についても職員間で共通理解しながら体制整備を進め、安心安全な生活が送れるように努めます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童自立支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 支援の基本方針と組織

Ⅰ－１ 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ－１－（１）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ－１－（１）－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	㉖・b・c
<コメント> 理念・基本方針が明文化され、パンフレット、ホームページ、運営要領、年度の会報などに掲載されている。年度初頭の職員会議等で職員間の共有・周知が図られ実践に取り組んでいる。子どもたちには「学園のしおり」などを活用し説明が行われ、学園の様子がわかる DVD で視覚をとおしてわかりやすく説明するなど、工夫がされている。 理念は、施設が実施する支援や特性を踏まえた使命、目指す方向、考え方を読み取ることができる。		

Ⅰ－２ 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ－２－（１）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ－２－（１）－① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・㉗・c
<コメント> 園長は、社会福祉事業関係の研修や会議等に参加し、社会全体の動向を把握し、施設の特性や地域性から施設でできること、多様化する子どものニーズを分析し、現状を踏まえた柔軟な支援を行うよう努めている。		
③	Ⅰ－２－（１）－② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・㉗・c
<コメント>		

園長が組織の中心となり、設備の整備、職員体制、人材育成など県の関係各課と共有するよう努めている。多様な課題を持つ子どもに対する支援を図るため、研修参加やスーパーバイズなど行い、積極的に職員の育成等のスキルアップに取り組んでいる。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—（１）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—（１）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・㉔
＜コメント＞ 理念や基本方針の実現にむけたビジョンは明確にされている。”家庭らしい暖かさ”が子どもの安心・安全につながり、心の安定が大切というビジョンを掲げ取り組んでいる。さらに良質な支援に向けた学園独自の中・長期計画の策定に期待したい。		
⑤	I—3—（１）—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・㉔
＜コメント＞ 学園としての中・長期計画が明確に示されていないが、年度末に運営要領全般を職員会議等で振り返り検討し、その中で次年度の事業計画を年間の一覧として策定されている。年間の研修も予定されており、職員の質の向上・育成、専門知識・技術の向上を目的に、支援の充実につなげている。職員の研修において、さらに専門性を高める職場内研修の検討が望まれる。		
I—3—（２）事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—（２）—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉕・b・c
＜コメント＞ 単年度事業計画は年度末に合同運営会議、合同職員会議、職員会議、寮会議等で職員の意見や要望を踏まえて、評価・見直しされ策定している。事業計画は年度当初の職員会議等で運営要領を配布し、職員に周知を図り、理解を促すための取組がされている。		
⑦	I—3—（２）—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・㉖・c
＜コメント＞ 子どもや保護者には、入所時に「学園のしおり」でわかりやすく説明をしている。パンフレットには子どもの活動内容が載っており、家族に配布している。児童朝礼で当月の計画を子どもたちに伝えている。学園の行事においては、保護者に口頭で参加を促し、必要に応じて書面を渡している。		

I—4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果

I—4—（１）質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—（１）—① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉓・b・c
<コメント> 支援の質の向上は支援方針を踏まえて、自立支援プログラムを根幹に個別支援会議で関係機関と連携を図りながら取組んでいる。個別支援会議では個別の支援について協議し、評価・見直しを行い支援の質の向上に向けて組織的に取組んでいる。毎年１回、職員全員が第三者評価の書式を用いての自己評価や、第三者評価の評価結果を分析し、検討・改善に向けての話し合いがされ、支援の質の向上に努めている。		
⑨	I—4—（１）—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉓・b・c
<コメント> 自立支援プログラムにおいて、児童自立支援計画票をもとに評価結果から明確になった課題について職員協議し改善策や改善計画を策定する体制がある。明確になった課題や問題点は各会議において検討され、運営や改善に取り組んでいる。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—１—（１）施設長の責任が明確にされている。		
⑩	Ⅱ—１—（１）—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・㉔・c
<コメント> 園長は年度初めに、合同職員会議や合同運営会議において自らの役割や責任を明確に表明し、全職員の理解や安定した運営に繋げている。また、毎年見直される運営要領には園長を筆頭にした機構図が掲載されており職務分担が分かりやすく全職員の周知になっている。但し、有事における園長不在時の権限委任等が明記されていなく明確化が望まれる。		
⑪	Ⅱ—１—（１）—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉓・b・c
<コメント> 園長は全国・県等で開催される研修や会議に参加し、社会的擁護全般に関わる法令や児童の権利擁護、環境等について熟知し理解を深めている。また、熟知した内容を職員会議や運営会議等を通して職員の周知に努め、遵守に向けた取組をすすめている。		
Ⅱ—１—（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
⑫	Ⅱ—１—（２）—① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉓・b・c
<コメント>		

園長は、「人間性豊かな職員」「専門的知識・技術の向上」を目的に職員の研修参加を積極的にすすめている。また、個別支援会議や指導課会議等各会議に積極的に参加し、職員の意見等を踏まえながら必要なアドバイスや方向性を示すなどリーダーシップが発揮されている。園長としてより良い支援に向けて研鑽を積み習得された知識や技術は常に職員の羅針盤になっている。		
13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<コメント> 学園は県が経営主体であり、人事・労務・財務等について学園が主体的に取り組むことは難しい面もある。但し、園長は学園を運営するに当たって常に状況判断を行い、子どもたちが成長しやすい環境、また、職員が働きやすい環境などを整えるため、現状を県主管課に申し出るなど改善に向けた取組を行っている。		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㉒・c
<コメント> 学園は県が運営主体であり、人材確保は県の採用計画のもとに行われている。採用された職員は、経験年数や専門性など県の職員研修システムにもとづいて育成されている。また、学園の運営要領に「支援の基本」や「支援方針」が明記されており、職員はより質の高い支援に向けて自ら資格取得に取組むなど意欲的な姿勢が見られる。一方で全職員の時間調整が難しく施設内研修に取組めない実態があり、課題になっている。		
15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	㉑・b・c
<コメント> 職員は県人事課が実施する年2回の自己評価を行い、それに合わせて担当課長による年2回の個別面談が実施され職員処遇の分析も行われている。また、日頃から上司は職員の様子を意識しながら必要に応じて声をかけ、悩み事や困りごと等に助言を行ない、職員が安心して働ける職場環境に努めている。		
Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉑・b・c
<コメント> 職員は県職員であり労務管理、メンタルヘルスを含む健康管理は県の規約に沿って実施され、福利厚生面等も充実している。児童自立支援施設は365日職員配置は必須であり、限られた職員数で休暇等の取得は難しい職場環境であるが、可能な限り希望に添える体制を		

整えている。また、子ども一人に職員 2 人の担当制になっており、支援等について話し合いながら関わることができ孤立化しない働きやすい職場環境である。		
Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
<コメント> 県が運営する施設であり、県の人事委員会が自己評価を実施し、目標管理、個人面談等を踏まえて職員の資質向上に努めている。また、施設として「期待する職員像」は学園運営要領の支援方針に明記されており、職員の目指す指針になっている。自己評価や年 2 回の個別面談の実施は「業務評価制度の手引き」に基づいて分析を行い、目標達成状況や課題を明確にして育成に取り組んでいる。		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㉡・c
<コメント> 毎年見直される運営要領の「支援方針」に期待する職員像が盛り込まれ明記されている。また、職員が受講予定の研修計画も明記され、勤務年数、専門的技術の習得等を鑑みながら県内外の研修に参加している。受講後は復命書を提出し、回覧による情報の共有が図られている。但し、専門技術や専門資格が求められる職種ながら採用要件には求められていなく、職員は自ら資格取得に挑んでおり現状を踏まえ環境整備が望まれる。		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	㉠・b・c
<コメント> 県内外で開催される研修計画が運営要領に明記され、専門的知識、技術の向上、豊かな人間性を育てる研修など内容豊富な研修計画になっている。職員は経験年数や専門性、職務に合わせて研修に参加し質的向上を図っている。また、新任職員等の知識・技術の習得には、寮長が OJT を行うなど全職員の資質向上に取り組んでいる。		
Ⅱ—2—（4）実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㉡・c
<コメント> 運営要領に「実習生の受け入れ」が明示され、受け入れる準備はあるが、実習依頼がない状態である。学園として施設の理解を広めるため、パンフレットを作成して関係機関や保護者等に配布している。研修や施設見学等は可能な限り受け入れ、中堅教諭等資質向上研修や司法修習生等の受け入れは毎年実施されている。		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果
Ⅱ—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。	

21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉠・b・c
<コメント> 学園のホームページやパンフレット・年2回発行の「学園だより松風」、年1回発行の「広報誌松風」には理念や支援方針、事業計画、行事予定、学園内外での活動報告などプライバシーに配慮した写真とともに分かりやすく掲載されている。それらの冊子から子どもたちの生き活きとした活動が伺え、また、園長から子どもたちへの思いなども載せられており学園全体の取組を感じ取ることができる。		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉠・b・c
<コメント> 職員は県の研修において、事務・経理に関するルールや職務分担など必要最低限の理解が得られている。また、県が運営する施設であり、県の実施規定に基づいて毎年会計監査、指導監査が実施されている。さらに、3年に1度の第三者評価の受審もあり、公正かつ透明性の高い運営になっている。		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
<コメント> 運営要領には子どもたちの社会性を育む効果や地域との相互理解の促進など地域交流の意義や大切さなどが明記されている。施設見学を積極的に受け入れたり、地域の方々を生活学習発表会に招待したり、子どもたちが地域のイベントに招待されるなど可能な限りの交流が行われている。また、個々の子どもの必要性に応じて買い物・受診が職員同行のもとに行われている。		
24	Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・㉢
<コメント> 運営要領にボランティア受け入れの基本姿勢は明記されているが、マニュアルの整備や研修計画などは不十分である。但し、ビデオによる学園の紹介、口頭による留意事項など事前の説明を行い、高校生のチアリーディング、車いすバスケットボール、手話の講習などのボランティアを受け入れている。		
Ⅱ—4—(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
<コメント>		

子どもたちの育成に取り組む施設として原籍校、児童相談所、警察などの関係機関と連携を図り、連絡会議を開催して情報の共有、問題解決へ向けて共通理解を図りながら子どもたちの地域への復帰に取り組んでいる。退園後のアフターケアや受験への協力などにおいても、特に関りの深い原籍校とは、入所児童の理解や支援につながるよう連携に努めている。分校とは日常的に関係を密に取りながら編入会議、合同運営会議、合同職員会議などで情報を共有し、個々の子どもの支援に繋げている。		
Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・㉔
<コメント> 学園の理解を深めるためパンフレットや学園だより、広報誌などを作成し、関係機関等に配布しているが、学園の性格上地域全般の配布には至っていない。施設見学などは積極的に受け入れているが、地域の各種会合への参加や地域福祉ニーズの把握、地域住民の相談事業などは行えていない。現在は学校行事の案内やボランティアの受け入れなどを積極的に行い、学園に対する古いイメージの払拭に取り組んでいる。		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㉕・c
<コメント> 地域福祉ニーズに対する活発な活動には至っていない。但し、内地留学教員の研修や地域の理解を深めるため来訪者には学園の活動状況をDVDで紹介したり、地域の「無人ボックスの会」と一緒に海岸清掃活動を行うなどの取組が行われている。また、富山市指定の避難場所になっており、令和6年能登半島地震の際には地域からの要請を受けて1名の住民を受け入れるなど、有事における地域住民の安全・安心の場として提供している。		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ—１ 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—１—（１）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—１—（１）—① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉖・b・c
<コメント> 年度初めの園長講話で「あなた達は大切な存在なんだよ」と権利擁護の話も交えてわかりやすく伝えている。また、子どもの権利ノート「大切なあなたへ」や、「学園生活のしおり」の内容を個々にわかりやすくかみ砕いて伝えている。入所後1か月のアンケートのほか、日々の様子を見て必要な時にプライバシーに配慮しながら思いを聴くなど、ひとりで悩まなくて良い環境作りに努めている。子どもの尊重や基本的人権については、外部研修を受講し、会議等で情報共有を図っている。職員の業務評価で人権の配慮に関する事項の把握や評価、必要な対応が行われている。		

29	Ⅲ—１—（１）—② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	㉑・b・c
<コメント> 運営要領にプライバシーへの配慮についての記載があり、プライバシーを守ることと合わせて他者のプライバシー尊重も教え、生活の中で穏やかな人間関係を築き上げる力をつけることができるよう指導している。着替えなど、他者に見られたくない思いや羞恥心に配慮した取組が行われている。基本的に２人部屋だが、受験生や体調に合わせて柔軟に対応している。部屋割については、子どもたちの相性や雰囲気、気分転換も含めて適宜変えている。		
Ⅲ—１—（２）支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—１—（２）—① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<コメント> 保護者は、入所前に児童相談所で学園のパンフレット、学園生活のビデオなどで説明を受け、入所時に「学園生活のしおり」の内容について職員から説明を受けている。子どもたちには、大きな文字でわかりやすい言葉を使用したイラスト入りの「学園生活のしおり」を利用し、職員が子どもの年齢や個性に合わせて理解できるよう工夫しながら説明している。		
31	Ⅲ—１—（２）—② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<コメント> 運営要領に入所の手順が記載され、各対応者や役割などが決められている。児童面接は園長代理（又は寮長）が「学園のしおり」をもとにわかりやすく説明し、保護者面接と施設見学は児童担当者が実施している。子どもが落ち着いたら学園全体の入所式や寮での紹介を行っている。職員への自己紹介は、入所の翌日に職員室で行っている。入所初日の児童相談所との個別支援会議や事前資料をもとに職員間で子どもの情報共有が図られ学園全体での受け入れ態勢が確立している。入所後は主に寮での生活で不安なく過ごせるようきめ細やかな対応を行っている。		
32	Ⅲ—１—（２）—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	㉑・b・c
<コメント> 運営要領に退園基準及びアフターケアの記載があり、子どもの変化や受け入れ態勢に一定の改善が見られた場合、処遇会議での検討を踏まえ、保護者、学園、児童相談所、復帰先等と連携を図りながら退園を目指している。アフターケアシステムが確立され、担当していた職員がそのまま継続し、異動があれば寮長やその子どもに関わっていた職員が引き継ぐ体制がとられている。アフターケア指導記録表、実施報告書などが記載されている。原則１年程度だが、終了後も３年程度は情報を取り入れ退園児童の状況把握を行っている。		
Ⅲ—１—（３）子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—１—（３）—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㉑・c

<コメント> 寮生活の中で職員は、子どもの力や得意なことを活かした自主的な役割を通して、子どもの満足度が上がるよう支援している。担当の職員は週に1回、それ以外にも子どもの様子を見て必要と思われる場合は適宜、面接を行い子どもの思いや悩みを受け止め、寮会議や職員会議で情報共有し子どもの満足度を高める努力をしている。入所後1か月、半年に1度のアンケートは、小学生と中学生に分けて行うなど配慮されている。子ども参画の検討会議は実施されていないが、職員に対して子どもたちは話しやすい雰囲気があり、意見や思いを伝える環境が作られている。		
Ⅲ—1—（4）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—（4）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉠・b・c
<コメント> 運営要領の中に、学園の苦情解決実施要項があり、目的のほか、苦情解決体制、解決手続き、第三者委員会の開催、解決結果公表など詳細に記載されている。相談用紙はわかりやすい言葉やひらがなを用いて作成されており、無記名でも良いことが明記されている。寮の玄関と、本館児童玄関に相談箱が設置され、壁にはイラスト入りのポスターが貼っており、話を聞く担当者と責任者が誰であるのかと、相談の流れがわかりやすく表示されている。意見箱にはやってみたいことなどを記載した意見が入っているなど利用しやすい環境がうかがえる。		
35	Ⅲ—1—（4）—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	㉠・b・c
<コメント> 学園生活のしおりに「困ったときは」の項目があり、「先生があなたを無視したり、いじめたりすることはありません」の一文がある。また、相談しにくいことは手紙を書くこともでき、本館や寮にある相談箱に入れるなどの記載や、苦情解決の仕組みの流れもルビ付きのフローチャートで書かれている。「大切なあなたへ」に付いている封筒を利用して意見を直接県の子ども支援課に送ることもできる。子どもが他者を気にせず意見や思いを伝えやすいように、相談室が設けられプライバシーが保たれている。		
36	Ⅲ—1—（4）—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉠・b・c
<コメント> 意見箱が設置されており、週に1回は寮長が中を確認し対応している。運営要領に「富山県立富山学園苦情解決実施要領」が掲載され、内容については毎年見直し更新され、全職員に配布し周知している。また、「苦情等受付書」「相談・経過記録、処理経過」「苦情処理状況表」「苦情件数の状況」などの苦情処理関係の様式が用意され、経過を記録し職員で情報を共有している。必要に応じて、第三者委員会にかけ、県に事故報告書を提出している。		
Ⅲ—1—（5）安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—（5）—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉠・b・c

<コメント> リスクマネジメントについては、それぞれの項目に分けて整備し、毎年内容を見直している。運営要領の諸規定の中に無断外出時の捜査要領があり、発生時の対応から連絡体制、捜査範囲や注意点、事後対応、夜間及び休日の捜査手順まで、今までの経験を基に詳細に記載されている。無断外出記録には発見場所、原因と思われる点、経路などが記載され、臨時の職員会議で発生要因の分析や再発防止策などが検討されている。広報誌「松風」の統計資料の中に無断外出状況の記載がある。全国の児童自立支援施設の研修会での事例を持ち帰り、全職員に周知、検討している。		
38	Ⅲ—１—（５）—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
<コメント> 運営要領に感染症（食中毒）対応マニュアルがあり、感染管理の考え方と体制、平常時の衛生管理の対策及び感染症等発生時における対応方法が項目ごとに詳細に記載されている。マニュアルは１年ごとに見直し更新されている。学園内で感染症が発生した場合は、園長以下関係する職員で感染症等緊急会議を開き、嘱託医の所見を参考に総合的に判断することと富山学園指導要領に記載されている。新型コロナウイルス感染症を機に手洗いの蛇口を非接触式自動水栓に切り替えるなど環境にも配慮している。		
39	Ⅲ—１—（５）—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉠・b・c
<コメント> 運営要領に「富山学園防火管理規定」「富山学園火災・地震等防災計画」「防火管理組織」「自衛消防隊組織」の記載があり、災害時の各役割や緊急連絡網も整備されている。「児童の混乱を防止し避難場所へ誘導する」「地震発生と同時に児童を机の下や職員の周り等安全な場所に集め身の安全を図る」など子どもの安全に配慮した誘導や安否確認の方法も記載されている。避難訓練は毎月行われ、学校での日中想定と寮での夜間想定を年間各６回ずつ実施している。津波発生時は２階に垂直避難することになっている。		

Ⅲ—２ 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—２—（１）支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—２—（１）—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	㉠・b・c
<コメント> 運営要領に「支援の概要」と「支援の基本内容」が詳細に記載され、プライバシーへの配慮の項目のほか、子どもの存在を認め人権と個性を尊重する文言も確認できる。標準的な実施方法については、運営要領が配布されているほか、会議を利用して情報共有している。内部研修はそれぞれ業務があり開催しにくい、外部研修には職員を計画的に参加させており、会議を利用し学んできた知識を共有している。		

41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉠・b・c
<コメント> 「児童自立支援計画票」は個別支援計画・医学相談を踏まえ入所後1か月を目安に作成され、その後は半年ごとに更新されている。「指導記録」は学年末に回覧し決裁を受けている。自立支援プログラムを基に実施と検証を行うほか、内部監査、指導監査でも確認が行われている。支援の標準的な実施方法については、1年に1回国立児童自立支援施設の資料を参考に見直し修正している。また、子どもとの週に1回の面接で思いや苦情を吸い上げ、それを基に月に1回子どもの状況を会議で話し合い見直しや修正に反映させている。		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㉠・b・c
<コメント> 保護者、児童相談所、心理判定書、行動観察(一時保護)、医学診断書、学校調査書を基に、子どもの受け入れ前に全職員で会議を行いアセスメントに活かしている。自立支援会議を半年に1回以上行い、分校、原籍校も参加し見直しのほか、問題や退園時期なども検討されている。月に2回嘱託の精神科医が来所し相談の機会を設けている。困難ケースについては、児童相談所や市町村のほか関係機関とも連携を取り対応している。		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
<コメント> 運営要領にPDCAサイクルを活用した「自立支援プログラム」が記載されており、その流れに沿って初回自立支援計画から再自立支援計画、退所、アフターケアまでを行っている。月に1度の個別支援会議では、保護者、原籍校、学園、分校の関係者が子どもの意向を踏まえながら、子どもの状況に応じた支援方針の確認、復帰までの支援プログラムを検討している。その他、寮会議、随時開催の職員会議などで、緊急な計画の変更にも迅速に対応している。会議の内容、意見などはすべて記録され、全職員に周知されている。		
Ⅲ—2—(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉠・b・c
<コメント> 運営要領の支援の基本内容に「児童記録」の項目があり、綴り方まで詳細に記載されている。個別支援会議・医学相談結果、保護者・関係機関との面接、受診、個別指導日課は、所定の様式が決められており、随時記録し決裁を受けている。ケース記録は、学期ごとに全職員に回覧している。子ども1人に対して2名の職員が担当しており、先輩職員から後輩職員に記録の書き方が、自然に継承されている。寮の当直日誌の内容は、毎朝の連絡会等で全体に報告している。ICTの活用は個人情報の保護を重視し慎重にすすめている。		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
<コメント>		

子どもの記録管理の責任者は、園長と定めており、また、記録の保存は県の規程で10年間としている。個人情報の不適切な利用や漏洩などの危機管理対策についても県の規定に基づき対応している。年に2回、県によるセキュリティーチェックが行われている。全職員は、県の研修実施計画に基づきコンプライアンスに関する研修を順次受講し、個人情報の取り扱いを遵守している。卒業アルバムに写真を載せるかも子どもや保護者に確認し、思いを尊重している。

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 入所時に「大切なあなたへ 子どもの権利ノート」の内容をわかりやすく説明している。職員は子どもの心身の状態を観察し、職員会議での話し合いや業務日誌の確認などで共有している。今年度より、国の事業として「子どもの意見表明等支援事業」がすすめられており、”子どもの意見を適切に聞く。早期発見し気づき相談につなげる”の支援対応を施設においても子どもの権利として支援する取組がすすめられている。今後、とやまアドボケイト事業の実施が予定されており、定期的な検討を期待したい。		
A②	A—1—（1）—② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	⑥ ・b・c
<コメント> 運営要領に「個別支援について」として、個別支援の内容、危険場面（問題発生場面）での対応、問題行動に対しての事後指導等が明記され、子どもと向き合い、同じ間違いを繰り返さないように原因を考えさせ、子どもの最善の利益となるよう具体的な対応が記載されている。対応マニュアルにより、職員間で共通認識が図られより良い対応に向けての取組に努めている。		
A③	A—1—（1）—③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 入所時に「大切なあなたへ 子どもの権利ノート」や「学園のしおり」を用いて権利についての説明を年齢に合わせてわかりやすい言葉で伝えている。毎月第2月曜日に児童朝礼で権利擁護の話をしている。週1回の面接や日常の中で子どもの権利について話し合う機		

会を持つなど、「あなた」が大切であることが伝わる時間としている。施設全体で子どもの権利を十分理解するよう会議等で周知が図られている。なお、子どもの権利に関する学習機会を定期的の実施されることに期待したい。		
A—1—（2）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（2）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉓・b・c
<コメント> 不適切なかかわりがまとめられている全国の事例集を示し、職員に周知している。運営要領に「被措置児童等虐待の対応マニュアル」が整備されており、対応の流れの中に①児童への周知②相談箱③発生時の対応が明記されている。虐待防止のための取組では、職員間の支援連携、上司によるスーパーバイズ等相談できる環境の配慮についても記載されている。子どもには「いやなこと。困ったことを相談するように」と伝え、子どもからの訴えを受け止める体制ができている。		
A—1—（3）子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑤	A—1—（3）—① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a・㉔・c
<コメント> 制約がある中でも「やらされる感」から主体的に「やりたい感」に気持ちが向くよう努めている。日常生活の中で、子どもたち自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。子どもの特性も様々ではあるが、一人ひとりが主体的に問題解決を行う力を高められるよう、時には職員が見守りながら子どもたち同士で解決できる環境を整え、支援を行っている。		
A⑥	A—1—（4）—① 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	a・㉔・c
<コメント> 自立支援プログラムにおいて、入所からアフターケアについて明文化されており、退所に向けた個別支援会議では児童相談所、学園、保護者、分校、原籍校が連携を取り合い、本人の意向を見極めながら検討を重ね、退所後の子どもの生活の安定が図れるよう支援している。アフターケア指導記録、アフターケア実施報告書には個別の支援状況が記載されている。また、事業として通所支援は取組んでいないが、退所した子どもたちの来所を温かく受け入れている。		

A—2 支援の質の確保

A—2—（1）支援の基本		
A⑦	A—2—（1）—① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	㉓・b・c
<コメント>		

職員は、安全が保てる範囲内で、子どもの個性を尊重し自ら考えて行動できるように支援を行っている。集団生活の中で子ども同士が助け合う気持ちを大切にしながら、子どもと一緒に行動し、困っている時に支援が行えるように見守っている。学校との連絡帳や日々の日記も毎日確認し、必ずコメントを添えて返却して、子どもの気持ちに応えている。週に1回の面談も含めて、個別に話をする機会を設けることで、信頼関係の構築に努めている。		
A⑧	A—2—(1)—② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	㉠・b・c
<コメント> 日常生活や余暇活動等を通じて、社会の仕組み、ルールと、その理由を、子どもの年齢に応じた言葉で説明し、職員が共に行動することで模範となるよう示している。スポーツ観戦の招待を受けたり、地域のマラソン大会に参加するなど、可能な限り地域活動に参加をし、社会的ルールや地域住民との関係性、子ども同士の協調性を育む機会を設けている。		
A⑨	A—2—(1)—③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	㉠・b・c
<コメント> ケース担当職員が中心となり個別支援を行っている。月に1回の嘱託精神科医による相談や、外部講師を招いての講義など、加害行為の背景や心理状態について医学的なアプローチも行いながら、子どもが自らの行為に向き合い、再発防止を考えることができるよう支援を行っている。個別支援会議、寮会議、分校・学園の合同職員会議等、多職種で子ども一人ひとりの支援を検証している。		
A—2—(2) 食生活		
A⑩	A—2—(2)—① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	㉠・b・c
<コメント> 入所前のアレルギー検査の実施や、それまでの食環境、疾病、栄養状態について児童相談所や医師との情報共有を図り、個別の配慮を行っている。入所後の日々のメニューや栄養管理は、週に1回管理栄養士が確認し、食べやすいメニューや調理方法を工夫して偏食を改善している。好みの食器を個別に購入したり、食事に関する一連の作業に携わることでルールやマナーを習得できるよう工夫している。年に1回の嗜好調査や誕生日のリクエストメニュー、月に1回の寮内調理等を通して、基礎的な調理技術の習得や食への興味につなげている。敷地内の農園で育てた野菜を使つてのバーベキューなど、収穫の喜びを得たり、季節ごとのメニューや、餅つき、節分などの伝統行事と食文化を学べるように配慮している。		
A—2—(3) 日常生活等の支援		
A⑪	A—2—(3)—① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	㉠・b・c
<コメント> 衣類は清潔を保つために毎日自分で洗濯をしている。自分でできない子どもには職員が手伝い、衣類の管理も含めて習慣化できるように支援をしている。必要な衣類は支給されて		

いるが、担当職員は一人ひとりの衣類の状態を確認し、汚れ、サイズ、ほころびなどを観察し、サイズが合わないものは新しく支給している。修繕できるほころびなどは子どもと一緒に修繕し、針の安全管理も含め、衣習慣が身に着くよう配慮している。清潔に着用でき、身体や季節、TP0に合うものが選べるよう、ロッカーも整理整頓がしやすい造りに工夫されている。		
A⑫	A—2—(3)—② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	a・㉓・c
〈コメント〉 寮は新しく、清掃も行き届き清潔に保たれている。大きな窓から外が良く見えるため、子どもが気付いて、庭の手入れをしたいと希望することもある。TVやDVD等があり、畳のコーナーでくつろいだり、図書館とは別に寮に設置された本を自由に読むこともできる。扉など規格外の備品の修繕は時間がかかることもあるが、破損した時は、都度迅速に対応している。二人部屋が基本だが、受験などの配慮が必要な場合は個室にしたり、年齢や個性で部屋割りを考えるなど、適宜部屋替えも実施している。プライバシーを守るため、居室入り口の透明ガラスにはカーテンを設置するよう検討している。希望に沿って毎日入浴ができるが、入浴時はトラブルを避けるため、子どもだけにならないように必ず職員が1人一緒に入るようにしている。		
A⑬	A—2—(3)—③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	㉓・b・c
〈コメント〉 野球、バレーボール、マラソン等のスポーツ活動を生活支援の一環として取り入れ、忍耐力、責任感、協調性を身に付け、ルールを尊重し、チームワークや助け合うことを学ぶ支援を行っている。百人一首など、季節に応じた文化活動に取り組む時も、子ども達が自主的に準備や片付けを行い、声を掛け合って助け合えるような支援を行っている。子どもにより興味の有無や活動種目の好き嫌いがある時は無理強いをせず見学から初め、参加したくなるよう工夫をしている。		
A—2—(4) 健康管理		
A⑭	A—2—(4)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	㉓・b・c
〈コメント〉 年間計画に基づき、年2回の定期健康診断、精神科相談、歯科検診、予防接種、毎月の身体測定等を実施している。また、疾病の予防、異常の早期発見、日々の健康管理に留意し、一人ひとりの心身の健康管理についても、分校の養護教諭やかかりつけ医との連携を図り、早期に適切な対応をしている。子どもにもかかりつけ医から処方された薬の説明を行い、服用の有無についてはかかりつけ医にも相談、報告をしながら、本人の意思を尊重している。インフルエンザ等の予防接種は、事前に説明をし、同意を得ている。感染防止マニュアルが整備され職員会議等で確認し具体的な対策を共有している。		

A⑮	A—2—（４）—② 身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	㉠・b・c
<コメント> 健康診断の結果や精神科相談などで子どもが自らの健康管理を考え、各所に設置されたアルコール消毒や空気清浄機からも感染防止対策について学ぶ機会がある。洗濯、居室の整理整頓、施設内外の清掃は毎日行い、シーツは週２回交換している。２か月に１回理美容を行い、子どもが髪型の希望を伝えている。入浴は職員とともに行き、清潔を保持している。作業や調理に使用する刃物類、繕い物に使用する針等の危険物の取り扱いは、発達段階に応じた支援を行い、施設内外の危険箇所は職員で共有し子どもにも注意喚起を行っている。ケガに対しても過度に守るのではなく、陶磁器など割れる食器を用いて危険性を学ぶ機会を設け、医務室には救急箱を常備し簡易的な処置ができるようにしている。必要に応じて整形外科の医師を招き講話を受け、ケガに対する対処等学ぶ機会を設けている。		
A—2—（５）性に関する教育		
A⑯	A—2—（５）—① 性に関する教育の機会を設けている。	㉠・b・c
<コメント> 外部講師として産婦人科医を招き、子どもが性についての正しい知識を習得できるよう支援すると共に、職員も医師の説明を聞いている。男女別の性教育学習を実施することで、発達段階に応じた正しい性の理解ができる機会を設けている。分校と連携して「心と体の学習」のプログラムを準備し、臨床心理士や養護教諭からはプライベートゾーンについての学習と指導を実施した。職員が参加した国立児童自立支援施設での性教育プログラムで得た性被害・性加害等についての情報、対処、対応方法の知識を職員間で共有し、児童自立支援施設に相応しい性教育のあり方を検討、意見交換している。		
A—2—（６）行動上の問題に対しての対応		
A⑰	A—2—（６）—① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	㉠・b・c
<コメント> 行動上の問題への対応は、運営要領の「危機場面（問題発生場面）での具体的対応について」として明示し、状況に合わせて個別的な支援を行っている。問題の発生予防として、子どもの状態の変化に合わせ勤務体制の見直しをしたり、必要に応じて児童相談所との連携を図るなどの対応を行っている。職員は「子どもの権利ノート」を用い、子どもの人権に対する意識を育て、自分も他の子どもも大切にされるべき存在であることを伝えながら、暴力、差別、いじめなどが生じないよう、子ども同士の関係性の把握に努めている。子ども同士の性加害、性被害の発生予防のためにも子どもだけでの入浴を防ぐなど配慮している。		
A⑱	A—2—（６）—② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	㉠・b・c
<コメント> 児童相談所からの事前資料を基に一人ひとりの特性を職員間で共有している。職員は研修に参加し、子どもの特性に応じた支援や子どもが話しやすい環境作りを習得し、対応が困		

難なケースでは、医学相談など専門的な機関を含めたケースカンファレンスも実施している。児童相談所、原籍校、警察とは年に1回以上の連絡会を開催し情報交換を行っている。緊急事態対応マニュアル「危機場面（問題発生場面）での具体的対応について」を整備し、問題行動の発生時には、迅速・冷静に状況把握を行い、危機場面の経緯は記録されている。被害を受けた子どもへの配慮も含めた対応策についての検証を組織的に行っている。

A—2—（7）心理的ケア

A⑱	A—2—（7）—① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉑・b・c
----	-----------------------------------	-------

＜コメント＞

月に1回、嘱託医である精神科の医師との面談を実施している。心理担当職員による、自立支援プログラム（セカンドステップ等）が実施され、日常生活において心理的なケアが必要な子どもの心の安定につながる支援をしている。担当職員が心理プログラムに同席したり、児童相談所担当者がケースカンファレンスに参加するなど、嘱託医も含め、多職種でプログラムの効果について評価、見直しを行っている。家庭らしさを大切に環境作りと関係性に配慮しながら、専門的な視点を持ち、子どもの心理的ケアを継続的に実施している。

A—2—（8）学校教育、学習支援等

A⑳	A—2—（8）—① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	㉑・b・c
----	--	-------

＜コメント＞

分校職員との合同運営会議、合同職員会議では、学園、学校の運営全般や学習環境の整備、支援について話し合っている。子ども一人ひとりの学習状況や成績については、学園、分校、原籍校、児童相談所、保護者が参加する個別支援会議で共有し適切な支援につながるよう取り組んでいる。共有された情報を基に、子どもの実力に応じた宿題や学習計画を設け、成功体験を通して自己肯定感につながる工夫をしている。原籍校とは年に2回連絡会を開催し、必要時には教材の提供を受けたり、情報交換を行うなど、高校受験も含めて子どもに不利益が生じない支援を実施している。

A㉑	A—2—（8）—② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	a・㉒・c
----	--	-------

＜コメント＞

居室には学習机が配置され、居室内でも個別に学習できる環境が整っているが、夕食後に共有スペースで学習をする子どもが多く、家庭での学習環境がイメージできる。高校受験の際には個室を準備するなど、落ち着いた環境で学習ができるように配慮している。分校との連携の中で、子ども一人ひとりの学力、学習時の姿勢、宿題の提出状況等を把握し、年齢に応じて個別に学習支援を実施している。漢字検定会場として定期的に漢字検定を実施し、希望者が検定を受ける機会を設けるなど、自ら学習計画を立てて学習が習慣化できるよう工夫している。今後において、全国の児童自立支援施設と情報交換しながら社会資源を検討することに期待したい。

A ㉔	A—2—(8)—③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	a・㉔・c
<コメント> 季節に応じて、除草、草刈り、落ち葉や枝の集積と粉碎、除雪などの敷地内の環境整備や、施設・学校の清掃等作業を、日課表に基づき、職員と子どもが協力して行っている。作業支援として目的を設定し、心身の鍛錬、達成の喜び、継続する力、働く意欲の向上等につながるよう支援をしている。敷地内の農場では季節ごとに多種類の野菜を育て、仲間と共に作業をし、助け合い、協調性を育むとともに、立山連峰が一望できる雄大な自然の中での作業で、子どもの心の安定と情操の育成にもつながっている。収穫した野菜は、日々の食事にも活用し、子どもたちの心と身体の成長の糧となっている。近年はほとんどの子どもが進学を希望しているため、就職のニーズがなく、新たな実習先や体験先を開拓していない。		
A ㉕	A—2—(8)—④ 進路を自己決定できるよう支援している。	㉕・b・c
<コメント> 進路の選択については、本人の意向を尊重しながら、保護者、分校、児童相談所、原籍校とも連携を図り、子どもが不利益を被らないよう早期の段階から情報収集を行っている。進路に関連する経済的な援助の情報や、高校側との事前の連携、受験に不合格になった場合も含めて、フォローアップ体制を整えている。措置延長は20歳までの受け入れを行い、退所に向けた自立支援訓練用の居室も設置している。		
A—2—(9) 親子関係の再構築支援等		
A ㉖	A—2—(9)—① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉖・b・c
<コメント> 入所時には児童相談所等連携機関との協議を踏まえ、親子関係再構築の具体的な支援目標を明確にした自立支援計画を作成し説明を行っている。家族支援も含めた自立支援計画は随時評価をして見直し、親子の関係改善に向けた取組を検討している。帰省時は、子ども、保護者の双方が家庭での交流の様子を日記に記載し、帰園後提出している。毎年11月開催の生活学習発表会をはじめとして、各種行事には保護者へも参加を促し、随時行われる保護者との面会時は、日常生活の様子を報告するなど、関係を再構築するための支援を行っている。		
A—2—(10) 通所による支援		
A ㉗	A—2—(10)—① 地域の子どもに対する通所による支援を行っている。	a・b・㉗
<コメント> 通所は実施していない。		